

令和2年度おいらせ町農業労働力確保支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 町は、新型コロナウイルス感染症の影響により休職等を余儀なくされた町民の生活の維持並びに農業者の労働力不足の解消及び経営の安定を図り、もって当町農業の持続的な発展に寄与するため、令和2年度おいらせ町農業労働力確保支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、おいらせ町補助金等の交付に関する規則（平成18年おいらせ町規則第46号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 農作業等 農作物の生産、加工、流通等に関する作業をいう。
- (2) 補助事業者 補助金の交付対象となるものは、次のいずれかに掲げるものとする。
 - ア 町内に住所を有する農業者
 - イ 町内に住所を有する農業者が組織する団体
 - ウ 町内に本社又は主たる事務所を有する農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人
- (3) 作業員 農作業等に従事する者で、次に掲げる要件の全てを満たす者をいう。
 - ア 町民又は町内に通勤若しくは通学する者であること。ただし、補助事業者が新型コロナウイルス感染症の影響により、事業安定上の課題があると町長が認めた場合は、この限りではない。
 - イ 新型コロナウイルス感染症の影響により職業安定上の課題があると町長が認める者であること。
 - ウ 補助事業者に平成31年4月1日から令和2年3月31日までの期間に雇用されていない者であること
 - エ 補助事業者又は補助事業者の構成員の3親等以内の親族でないこと。

(補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、前条第2号アからウまでのいずれかの補助事業者が、青森県マッチング事業等を通じて作業員を雇用し、農作業等に従事させる事業とする。

(補助対象期間)

第4条 補助金の交付の対象となる期間（以下「補助対象期間」という。）は、令和2年4月1日から令和3年1月31日までとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、作業員に支払う賃金（補助対象期間における青森県最低賃金額以上の額。）の実支出額の合計額の5分の4に相当する額（当該相当する額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額。ただし、作業員1人につき1日当たり6,400円を上限とし、1補助事業者当たり1,080,000円を上限とする。）とする。

(交付申請)

第6条 規則第3条の補助金等交付申請書は、令和2年度おいらせ町農業労働力確保支援事業費補助金交付申請書（様式第1号）とする。

2 前項の申請書に添付する書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 副業の許可に関する書類（ただし、作業員が副業により農作業等に従事する場合に限る。）
- (4) 雇用契約書又は労働条件通知書等の写し
- (5) 作業員の本人の身分を証する書類の写し

3 町長は、前項に規定する書類以外の書類の提出を求めることができる。

(交付の条件)

第7条 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定を受けた場合において、規則第5条の規定により付された条件とする。

- (1) 補助事業の内容の変更をする場合は、あらかじめ令和2年度おいらせ町農業労働力確保支援事業変更承認申請書（様式第4号）を町長に提出して、その承認を受けること。ただし、軽微な変更については、この限りでない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ令和2年度おいら

せ町農業労働力確保支援事業費補助金事業中止（廃止）承認申請書（様式第5号）を町長に提出して、その承認を受けること。

- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに町長に報告してその指示を受けること。

(交付決定)

第8条 規則第6条の補助金等交付決定通知書は、令和2年度おいらせ町農業労働力確保支援事業費補助金交付決定通知書（様式第6号）とする。

(変更交付決定)

第9条 町長は、第7条第1号の承認をしたときは、令和2年度おいらせ町農業労働力確保支援事業費補助金変更交付決定通知書（様式第7号）により、補助事業者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第10条 規則第7条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期日として町長が定める日は、補助金の交付決定通知書の送付を受けた日から起算して15日を経過した日とする。

(実績報告)

第11条 規則第11条の補助事業等実績報告書は、令和2年度おいらせ町農業労働力確保支援事業費補助金事業完了（廃止）実績報告書（様式第8号）とする。

2 前項の報告書に添付する書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績書（様式第9号）
- (2) 収支決算書（様式第10号）
- (3) 領収書、受領証等支払を証明するものの写し
- (4) 作業員が農作業等に従事した日時分かる書類

3 町長は、前項に規定する書類以外の書類の写しの提出を求めることができる。

4 第1項の報告書の提出期限は補助事業が完了した日（第7条第2号の規定により補助事業の廃止の承認を受けたときは、当該承認を受けた日）から起算して30日を経過した日とする。

(補助金の額の確定通知)

第12条 規則第12条の2の補助金等交付額確定通知書は、令和2年度おい

らせ町農業労働力確保支援事業費補助金交付額確定通知書（様式第11号）とする。

（補助金の請求等）

第13条 補助金の請求は、令和2年度おいらせ町農業労働力確保支援事業費補助金請求書（様式第12号）を町長に提出して行うものとする。

2 補助金は、前項の請求書が提出された日から起算して30日以内に口座振替により交付する。

（その他）

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、告示の日から施行し、この告示による改正後の令和2年度おいらせ町農業労働力確保支援事業補助金交付要綱の規定は、令和2年4月1日から適用する。

（経過措置）

2 この告示の施行日の前日までに、改正前の令和2年度おいらせ町農業労働力確保支援事業補助金交付要綱に基づき実施している事業に対する同要綱の適用については、なお従前の例によるものとする。